

近畿税理士会天王寺支部 勉強会

# 導入直前！消費税率引上げと 軽減税率制度への対応

開催日 令和元年 8月19日（月）

場 所 たかつガーデン

講 師 税理士 田部 純一 先生

近畿税理士会 天王寺支部

# 目 次

I. 改正の概要 .....	- 1 -
II. 軽減税率の対象品目 .....	- 6 -
III. 軽減税率対策補助金について .....	- 17 -
IV. キャッシュレス・消費者還元事業について .....	- 23 -
V. 区分記載請求書等保存方式について .....	- 25 -
VI. 中小事業者の税額計算の特例について .....	- 34 -
VII. 軽減税率制度の実施に伴う価格表示について .....	- 43 -
VIII. 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）について .....	- 47 -
IX. 旧税率が据え置かれる適用税率の経過措置について .....	- 55 -

## I. 改正の概要

### 1. 概要

税率引上げと 軽減税率制度の 実施時期	令和元年10月1日
税率	標準税率：10%（消費税率：7.8%、地方消費税率：2.2%） 軽減税率：8%（消費税率：6.24%、地方消費税率：1.76%） <sup>（注1）</sup> （注1）現行の8%（消費税率：6.3%、地方消費税率：1.7%）とは 消費税と地方消費税の割合が異なるため区分しなければならない。
軽減税率の対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食料品（酒類・外食を除く）</li> <li>・ 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）</li> </ul>
帳簿及び請求書等 の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者は、これまでの記載事項に<u>税率ごとの区分を追加した請求書等</u><sup>（注2）</sup>の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要あり。</li> <li>・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」だが、軽減税率制度実施後は、区分経理に対応した帳簿及び請求書等<sup>（注2）</sup>の保存が要件となる（区分記載請求書等保存方式）。</li> </ul> <p>（注2）「区分記載請求書等」という。なお、令和5年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となる（適格請求書等保存方式＝いわゆるインボイス方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要あり。</li> <li>・ 区分経理が困難な中小事業者について、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）、仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例あり。</li> </ul>

### 2. 実施時期

改正項目	実施時期
消費税及び地方消費税の税率引上げ	令和元年10月1日
軽減税率制度の導入	令和元年10月1日
仕入税額控除の方式の変更 区分記載請求書等保存方式 適格請求書等保存方式 （適格請求書発行事業者の登録申請）	令和元年10月1日～令和5年9月30日 令和5年10月1日～ 令和3年10月1日～
税額計算の特例（経過措置） 売上税額の特例 仕入税額の特例	令和元年10月1日～令和5年9月30日 令和元年10月1日～令和2年9月30日

【軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール】

請求書等保存方式 (現行)		区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～)	適格請求書等保存方式 (平成35年10月～)
税率	8.0% (消費税率 6.3%、地方消費税 1.7%)	○ 軽減税率 8.0% (消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%) ○ 標準税率 10.0% (消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%)	
請求書等	請求書の記載事項		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行者の氏名又は名称</li> <li>取引年月日</li> <li>取引の内容</li> <li>対価の額(税込)</li> <li>受領者の氏名又は名称</li> </ul>	左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込) ※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額
	交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可		交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可
	せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可 (平成35年10月以降は一定の取引に限る。)		
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		
	3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
適格請求書発行事業者登録制度		平成33年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可	
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」</li> <li>適格請求書の税額の「積上げ計算」のいずれかの方法によることが可</li> </ul>
売上税額の計算の特例(注)		軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例(注)		軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間)	
		簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。

国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」(平成30年8月)より

## 《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の 氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なるごとに合計した税込金額

- (注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- 2 仕入先から交付された請求書等に、「⑤軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

国税庁「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」(令和元年6月)より

### 3. 軽減税率制度の導入

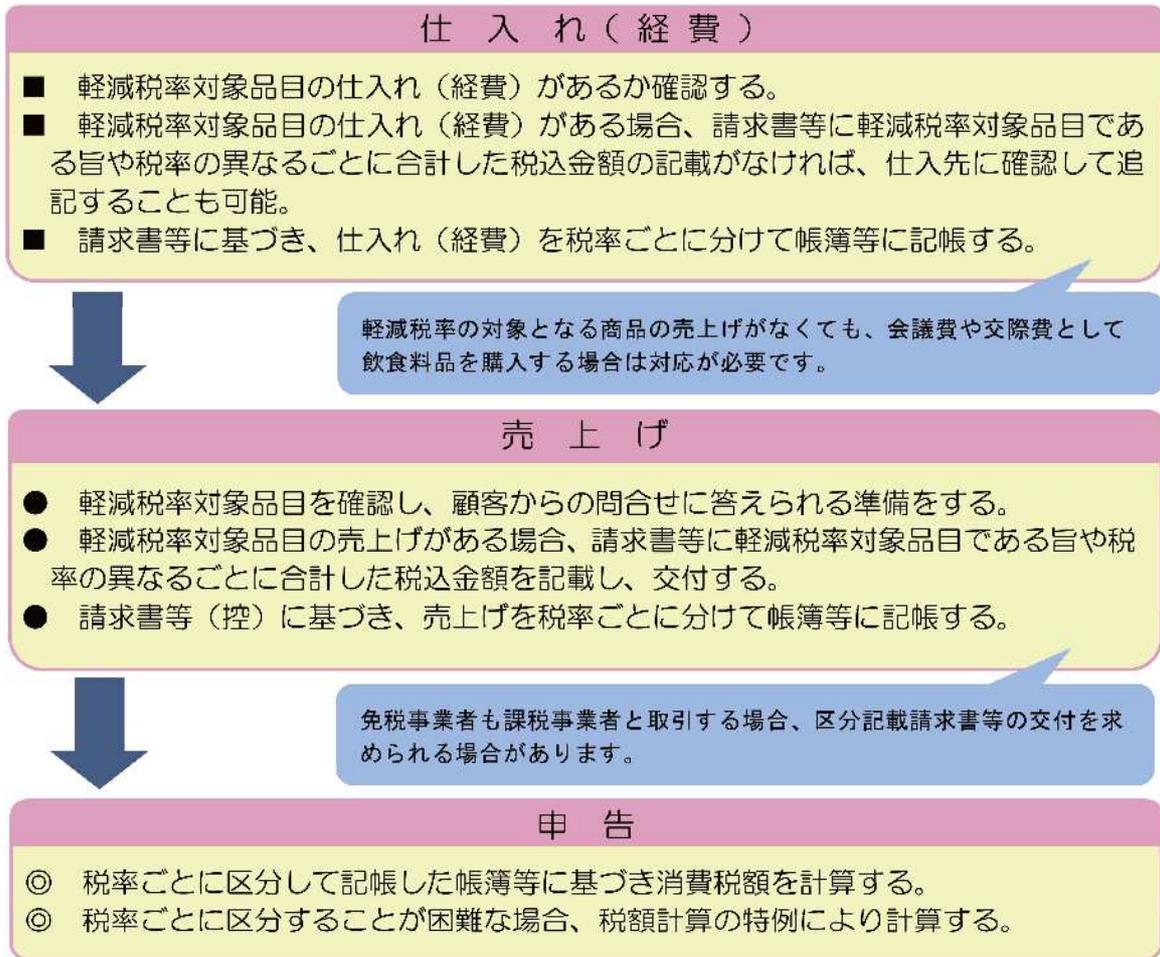
#### (1) 概要

10%への税率引上げに伴う低所得者対策として、生活必需品に係る消費税負担を軽減する軽減税率制度が導入される。軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等と保税地域から引き取られる課税貨物については税率の引上げ後も適用税率は8%に据え置かれる。

	現 行	令和元年10月1日以後	
		標準税率	軽減税率
消 費 税 率	6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計	8.0%	10.0%	8.0%

(注) 消費税等の軽減税率は、現行と同じ8%だが、消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)の割合が異なる。

(2) 軽減税率制度の実施に伴い新たに必要となる事務



国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（平成30年8月）より

事業者の区分		必要な対応
課税事業者	飲食料品の売上げ・仕入れ（経費）の両方がある事業者 （例）・飲食料品を取扱う小売・卸売業（スーパー、青果店等） ・飲食店業（レストラン等）	① 自己が交付する請求書等を、記載事項を追加した区分記載請求書等に変更 ② 取引先から受領した区分記載請求書等をもとに、日々の取引を税率の異なるごとに記帳（区分経理） ③ 区分経理に基づき、申告時に税率ごとの税額計算
	飲食料品の仕入れ（経費）のみがある事業者 （例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	上記②と③の対応が必要
免税事業者	軽減税率対象品目の売上げがある場合	課税事業者と取引を行う場合には、区分記載請求書等の交付を求められる場合があるため上記①の対応が必要

# 軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認ください。



## ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

## ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修、受発注システムの改修・入替え及び請求書管理システムの改修等（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

## ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

## ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

## ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備（経理処理マニュアルの整備）
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

### 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料） 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。



国税庁「軽減税率制度への対応には準備が必要です！（令和元年6月）」より

## II. 軽減税率の対象品目

軽減税率の適用対象は、国内取引については課税資産の譲渡等のうち、次の1.又は2.に該当するもの（軽減対象資産の譲渡等）とし、輸入取引については保税地域から引き取られる課税貨物のうち次の1.の飲食料品に該当するもの（軽減対象貨物）とされている。

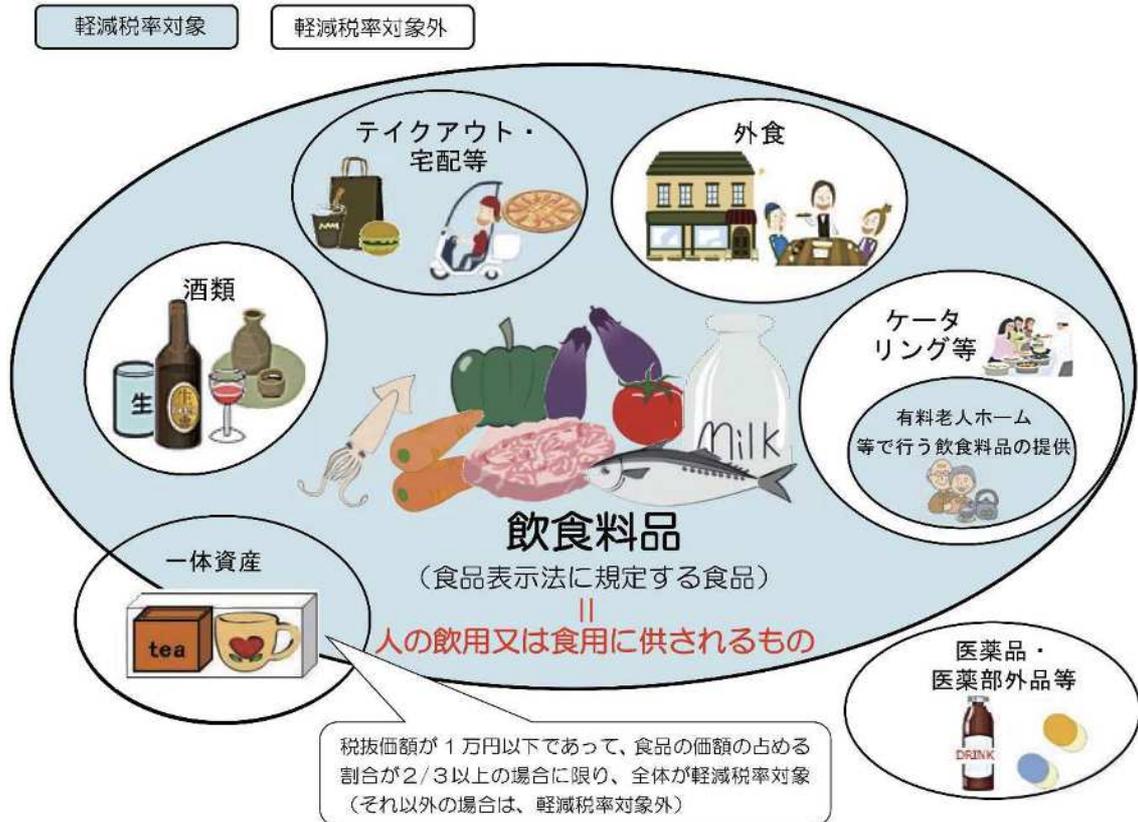
### 1. 飲食料品（酒類を除く）の譲渡

飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいい、具体的には、食品表示法に規定する食品（注1）（酒類（注2）を除く。）が該当し、一定の一体資産を含み、外食・ケータリング等は含まない。

（注1）この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除き、添加物を含む。）をいう（食品表示法2①（抜粋））。

（注2）「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料（薄めてアルコール分1度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が90度以上のアルコールのうち、第7条第1項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう（酒税法2①）。

#### 【軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）】



国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（平成30年8月）より

### (1) 軽減税率の対象とされるもの

- ① 食品表示法に規定する食品
- ② 一体資産（下記(6)）のうち一定のもの
- ③ 飲食料品のいわゆる「テイクアウト」や「持ち帰り販売」（下記(7)④）
- ④ 有料老人ホーム等の施設で行う一定の「ケータリング、出張料理」

### (2) 軽減税率の対象とされないもの

- ① 酒税法に規定する酒類
- ② 人の飲食に供することが可能なもので、人の飲用又は食用以外の用途で販売されるもの（例：工業用として販売される塩など）
- ③ 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品
- ④ いわゆる「外食」（下記(7)①）
- ⑤ いわゆる「ケータリング、出張料理」（下記(8)）

### (3) 適用税率の判定時期

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち飲食料品を販売する時点（取引を行う時点）で行うこととなる。

したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用・食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入・使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となる。

例）・清掃用として販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は標準税率  
・食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は軽減税率

### (4) 委託販売手数料の取扱い

【令和元年10月1日以降の委託販売における処理（飲食料品の委託販売）】



#### ○ 令和元年10月1日以降（総額処理）

課税売上げ 10,000円（8%） 課税仕入れ（委託販売手数料） 1,000円（10%）

（参考）基通10-1-12(1)による計算（純額処理）

課税標準額 10,000円 - 1,000円 = 9,000円

※ 令和元年10月1日以降、委託販売の対象となる課税資産の譲渡等が軽減税率の適用対象（8%）である場合、委託販売手数料（10%）と税率が異なるため、委託販売手数料を控除して課税標準額を計算することはできません。

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」（令和元年7月改訂）問45

## (5) 飲食料品の具体例

品目等	軽減税率の適用対象	適用対象とならないもの
農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀や野菜、果実など</li> <li>・人の飲用又は食用に供されるもみ</li> <li>・おやつや製菓の材料用のかぼちゃの種など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「種もみ」として販売されるもみ</li> <li>・栽培用として販売される植物や種子</li> </ul>
畜産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉や生乳、食用鳥卵など</li> <li>・家畜の枝肉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉用牛、食用豚、等の生きた家畜</li> </ul>
水産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類や貝類、海藻類など</li> <li>・活魚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱帯魚などの観賞用の魚</li> </ul>
家畜の飼料やペットフード	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛や豚等の家畜の飼料</li> <li>・ペットフード</li> </ul>
加工食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麺類、パン類、菓子類、調味料等、その他製造又は加工された食品</li> </ul>	—
健康食品、美容食品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健用食品、栄養機能食品</li> <li>・医薬品等に該当しない健康食品、美容食品</li> </ul>	—
食品衛生法に規定する「添加物」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法に規定する添加物として販売される金箔、重曹、炭酸ガスなど</li> </ul>	—
飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュース、お茶等の飲料</li> <li>・コーヒーの生豆</li> <li>・ミネラルウォーターなどの飲料水</li> <li>・ペットボトルに入れて「食品」として販売する水道水</li> <li>・医薬品等でない栄養ドリンク</li> <li>・ノンアルコールビールや甘酒など「酒類」に該当しない飲料</li> <li>・ウォーターサーバーで使用する水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水</li> <li>・医薬品等（医薬品、医薬部外品、再生医療等製品）に該当する栄養ドリンク</li> <li>・ウォーターサーバーのレンタル料</li> </ul>
氷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かき氷や飲料に入れる氷など食用氷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライアイスや保冷用の氷</li> </ul>
酒類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類を原料とした菓子（酒類に該当しないもの）</li> <li>・酒類の原料となる食品（日本酒の原材料の米など）</li> <li>・みりん風調味料、料理酒等（酒類に該当しないアルコール分1度未満のものや塩を加えたもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法に規定する酒類</li> <li>・食品の原材料となるワインなど</li> <li>・みりん、料理用清酒等（酒税法に規定する酒類に該当するもの）</li> </ul>
味覚狩り、潮干狩り、釣堀の入園料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途対価を徴して果物等を販売した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客に収穫等させた果物等をその場で飲食させる役務の提供</li> </ul>
飲食料品の包装材料、容器、割り箸等の食器具等、保冷剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食料品の販売に通常必要なものとして使用されるもの</li> <li>・桐の箱等の高価な容器であっても、商品名を直接印刷するなど、その飲食料品の販売にのみ使用していることが明らかなもの</li> <li>・顧客に他の用途として再利用させることを前提としていないもの</li> <li>・ケーキやプリンなどの洋菓子にサービスで付ける保冷剤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・贈答用の包装など、別途対価を定めている包装材料等</li> <li>・包装紙のみの販売</li> <li>・顧客に他の用途として再利用させることを前提としているもの</li> <li>・別途対価を徴している保冷剤</li> </ul>

品目等	軽減税率の適用対象	適用対象とならないもの
自動販売機	・ 自動販売機による飲食料品の販売	・ 自動販売機による酒類の販売 ・ 自動販売機の設置手数料
通信販売	・ 飲食料品の通信販売 (注)	—
カタログギフトの販売	—	・ 食品と食品以外の商品が掲載されているカタログギフトの販売 ・ 食品のみが掲載されているカタログギフトの販売
飲食料品の土産付きバック旅行	—	・ 飲食料品の土産付きバック旅行 (お土産の対価を明らかにした場合でも適用対象外)
日当・出張手当	・ 実費精算を行う場合の飲食料品の購入	・ 精算を伴わない旅費規程等に基づく日当の支給
食品の卸売	・ 飲食店への食材の販売	—
食品の加工	—	・ コーヒーの生豆の焙煎等の加工
食品の廃棄	—	・ 賞味期限切れの廃棄食品の譲渡
送料	・ 送料込で別途送料を求めない場合	・ 飲食料品の譲渡に要する送料

(注) 飲食料品の通信販売には適用税率の経過措置は適用されず、軽減税率が適用される。このため、令和元年9月30日までの税率は、消費税率6.3%、地方消費税率1.7%の合計8%、令和元年10月1日以後の税率は消費税率6.24%、地方消費税率1.76%の合計8%となる。

## (6) 一体資産に関する注意点等

### ① 「一体資産」とは

たとえば、おもちゃ付きのお菓子のように、次のいずれにも該当するものをいう。  
イ. 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの  
ロ. その一の資産に係る価格のみが提示されているもの

### ② 軽減税率の適用対象となる要件

一体資産の譲渡は、原則として軽減税率の対象ではないが、次のいずれの要件も満たす場合に限り、飲食料品の譲渡としてその全体が軽減税率の適用対象となる。

- ・ 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下 (注) であること
- ・ 一体資産の価額のうちにその一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合（下記③）が3分の2以上であること

※ 要件を満たさなければその譲渡全体が標準税率の適用対象となる。

(注) 1万円以下かどうかはセット商品1個あたりの販売価格で判定する。

### ③ 「合理的な方法により計算した割合」とは

事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、たとえば次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であれば差し支えない（軽減通達5）。

- イ. 一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ロ. 一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

**原価に占める割合による場合の計算例**

紅茶とティーカップの一体資産<sup>(注7)</sup>

販売価格（税抜き）：1,000円

仕入価格（税込み）：紅茶 450円、ティーカップ 200円

この場合は、上記②に示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

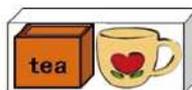
紅茶（食品）の原価 / 一体資産の譲渡の原価 = 一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合

450円 / 650円 ≒ 69.2% ≥ 3分の2 (66.666...%)

したがって、この商品の販売は、

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下（1,000円）
- ② 食品に係る部分の割合が3分の2以上（69.2%）

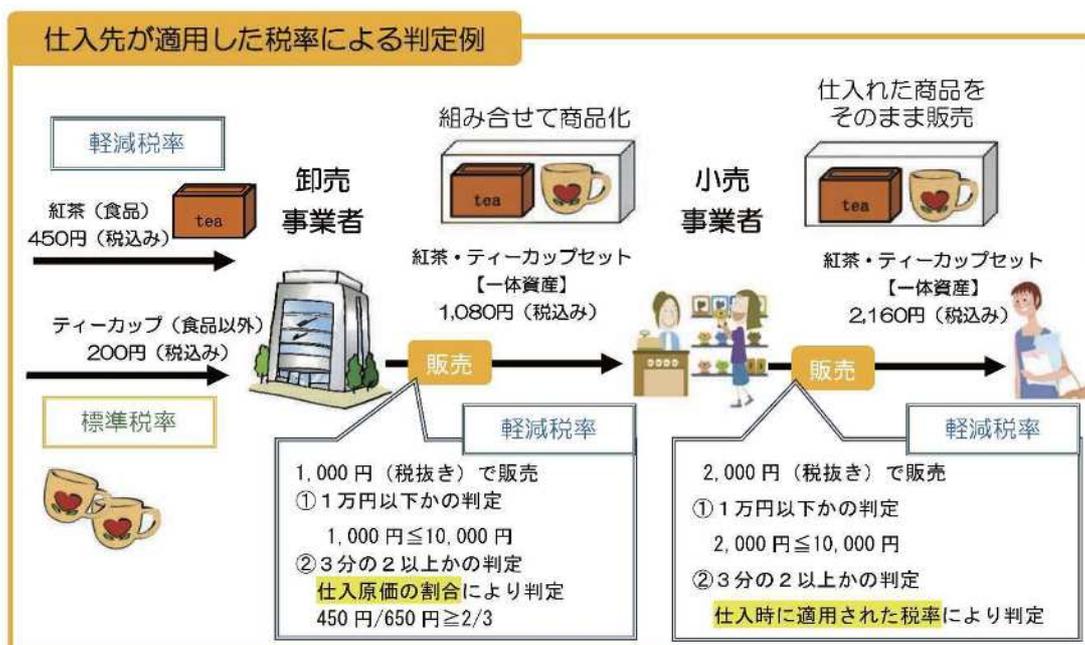
であることから、「飲食料品の譲渡」に該当し、**軽減税率の対象となります。**



国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（平成30年8月）より

### ④ 合理的な割合が不明な場合

小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜）が1万円以下であるときは、その課税仕入れの時に仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えない。



国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（平成30年8月）より

⑤ 一体資産の具体例

具体例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・菓子と玩具により構成されている、いわゆる食玩</li> <li>・飲食後に食器や装飾品として再利用できる容器に盛り付けられた洋菓子</li> <li>・食品と食品以外の資産で構成された福袋</li> <li>・販促物として非売品のおもちゃを付けた状態で販売するペットボトル飲料</li> </ul>
該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・たとえばビールと惣菜など、それぞれ別々の商品として販売しているものを組み合わせて、一括で値引きを行う販売</li> <li>・食品と食品以外の資産の詰め合わせ商品について、その詰め合わせ商品の価格とともに、個々の商品の価格を内訳として提示している場合</li> <li>・たとえば「よりどり3品〇〇円」と価格を提示し、顧客が自由に組み合わせできるようにして販売している場合</li> <li>・顧客がメニューの中から選択可能な、お菓子とドリンクとおもちゃのセット商品としての販売</li> </ul>

(7) 「外食」に関する注意点等

① 「外食」とは

軽減税率が適用されない「外食」とは、「飲食店業等を営む者（下記②）が行う食事の提供」のうち、次のいずれの要件も満たすものをいう（新消法附則 34①一イ）。

- イ 顧客の飲食に用いられるテーブル、椅子、カウンター等の飲食設備（下記③）のある場所において（場所要件）、
- ロ 顧客に飲食料品を飲食させる役務の提供（サービス要件）

② 「飲食店業等を営む者」とは

飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供を行う全ての事業者が該当する（新消令附則 3①、軽減通達 7）。

→ 食品衛生法上の飲食店業、喫茶店営業を営む者に限らない。

③ 「飲食に用いられる設備」（飲食設備）とは

飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わない。したがって、

- イ テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ
- ロ 飲食目的以外の施設に設置されたテーブル等

であっても、これらの設備が飲食に用いられるのであれば飲食設備に該当する（軽減通達 8）。

また、「飲食料品の提供を行う事業者」と「飲食設備を設置・管理する者」が異なっている場合、両者の「合意等」※に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合は、その設備はその飲食料品の提供を行う事業者にとっての「飲食設備」に該当する（軽減通達 9）。

例) フードコートでの飲食スペース

なお、このような合意に基づいて利用させることとしているものでなく、誰でも利用できる公園のベンチなどは、原則として飲食設備に該当しない。

※ 契約書等で明らかにされている明示的な合意に限らず「黙示の合意」も含む。

飲食設備に該当するもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパーマーケットの休憩スペース（顧客が飲食にも利用することができる）（軽減通達 8）</li> <li>・フードコートでの飲食スペース（軽減通達 9）</li> </ul>
該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「飲食はお控えください」といった掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない休憩スペースやベンチ等（掲示を行っていても、実態として顧客に飲食させている場合は飲食設備に該当）</li> <li>・スーパーマーケットの従業員専用のバックヤード、トイレ、サッカー台（購入した商品を袋に詰めるための台）</li> <li>・誰でも利用できる公園や遊園地のベンチ等</li> </ul>

#### ④ 「テイクアウト（持ち帰り販売）」の取扱い

「テイクアウト（持ち帰り販売）」とは、「食料品を、持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡」をいう。

テイクアウト（持ち帰り販売）は、「飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供」には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率が適用される（新消法附則 34①一イかっこ書）。

#### ⑤ 「店内飲食」と「テイクアウト（持ち帰り販売）」の両方を行っている場合

店内飲食とテイクアウトのどちらに該当するかは、取引の時点（＝飲食料品の注文の時点等）で顧客に意思確認を行うなどの方法により判定を行う（軽減通達 11）。

なお、大半の商品（飲食料品）が持ち帰りであることを前提として営業しているコンビニエンスストア等においては、全ての顧客に店内飲食か持ち帰りかを質問することを必要とするものではなく、たとえば、「イートインスペースを利用する場合はお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えない。

一度判定した適用税率は、その後の顧客の行動の変化等により変更することは制度上求められていない。ただし、たとえば『店内飲食』の意思表示があった顧客が会計後に店内飲食せずに『持ち帰り』を申し出てくる」といった場合において、顧客とのトラブルや無用な混乱を回避する観点から、事業者が自らの判断で、当初の「売上げ」を取り消し、再度、適用税率を判定して「売上げ」を計上し直すといった事務を行うことは何ら差し支えない。



国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（平成 30 年 8 月）より

⑥ 「外食」の具体例

店舗形態等	標準税率（「外食」に当たる）	軽減税率（「外食」に当たらない）
牛丼屋 ハンバーガー店	店内飲食	テイクアウト
そば屋	店内飲食	出前
寿司屋	店内飲食	お土産
喫茶店	・店内飲食（コーヒーチケットを使用した場合も同様）	・テイクアウト（コーヒーチケットを使用した場合も同様）
屋台	おでん屋やラーメン屋等の屋台での飲食 ・自らテーブル、椅子、カウンター等を設置している場合 ・自ら設置せず、設備設置者から使用許可等を受けている場合	縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼きそばの等の軽食 ・テーブル等の設備がない場合 ・使用許可等を取っていない公園のベンチ等を顧客が使用（他の者も自由に使用）している場合
フードコート	フードコートでの飲食 （テーブル、椅子等はショッピングセンターの所有で、自社の設備ではない場合でも「外食」に該当）	—
コンビニエンスストア	イートインスペースでの飲食を前提に提供される飲食料品 ・トレイや返却が必要な食器に入れて飲食料品を提供する場合 ・顧客が店内飲食の意思表示をした場合	ホットスナック・弁当・惣菜 ・店内で飲食することも可能な商品を顧客が持ち帰りを前提に購入する場合
旅客列車等	食堂車での飲食	駅の売店や列車内の移動ワゴン等による弁当や飲み物等の販売
映画館の売店等	・売店のそばに設置したテーブル、椅子等で顧客に飲食させている場合 ・メニューを座席等に設置し、顧客の注文に応じてその座席等で行う食事の提供 ・座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供	・テーブル等がない売店で行われる飲食料品の販売 ・持ち帰りによる販売
旅館、ホテル等	・ホテル等自体又はテナントであるレストランが行う宴会場や会議室等で行われる食事の提供 ・いわゆるルームサービス	・客室備え付けの冷蔵庫内の酒類以外の飲料の販売
その他	・注文した料理の残りを折り詰めにして持ち帰る場合（回転寿司店等） ・カラオケボックスの客室での注文に応じた飲食料品の提供 ・社員食堂での飲食 ・セルフサービスの飲食店での飲食 ・カウンターのみ立食形式の飲食店での飲食 ・学生食堂での飲食 ・バーベキュー施設での飲食等 ・飲食店内で提供する缶飲料、ペットボトル飲料	・顧客が持ち帰り用として注文し、パック詰めして販売するもの（回転寿司店等） ・宅配ピザの配達 ・喫茶店の飲料の配達 ・飲食店のレジ前にある菓子の販売

(8) 「ケータリング、出張料理」とは

軽減税率が適用されない「ケータリング、出張料理」とは、「顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供」をいう。

ここでいう、「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは、

イ 相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参し、調理して提供するもの

ロ 調理済みの食材をその指定された場所で加熱して暖かい状態で提供する場合

ハ 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合

ニ 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合

ホ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する場合 などが該当する（軽減通達12）。

【いわゆる「ケータリング」、「出張料理」の具体例】

形態	標準税率	軽減税率
一般的な「ケータリング」「出張料理」	顧客が指定した場所で ・ 飲食料品の盛り付け ・ 飲食料品が入っている器の配膳 ・ 飲食料品の提供と取り分け用の食器等の配置等 ・ 食材を持ち込み料理を行い、飲食料品を提供 を行うもの	—
出前	・ 飲食料品の配達後に、配達場所で給仕等の役務の提供が行われる場合には、ケータリング等に該当	・ そばの出前、宅配ピザの配達、喫茶店の飲料の配達等
配達先での取り分け	—	・ 持ち帰り用のコーヒーをカップに注ぐ行為 ・ 配達先で味噌汁を取り分け用の器に注ぐ行為
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	・ 受託者である給食事業者が、委託者である有料老人ホーム等との給食調理委託契約に基づき行う食事の調理 (注1)	・ 有料老人ホーム等の設置者又は運営者が行う、一日一人に対して行う税抜対価の額が一食につき640円以下で、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供 (注2)
学校給食	—	以下の施設の設置者が児童又は生徒、幼児の全て (注3) に対して学校給食として行う飲食料品の提供 ・ 義務教育諸学校の施設 ・ 夜間課程を置く高等学校の施設 ・ 特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設 ・ 幼稚園の施設 ・ 特別支援学校に設置される寄宿舎
病院食	・ 患者の自己選択により、特別メニューの食事の提供を行う場合 (注4)	

(注1) 軽減税率の適用対象となる飲食料品の提供は、有料老人ホーム等の設置者又は運営者自身が、その有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られる（新消法附則34①一口、新消令附

則3②一)。

(注2) 累計額の計算方法につきあらかじめ書面で定めている場合にはその方法によることとされている(平成28年財務省告示第100号)。

(注3) アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかつたとしても軽減税率の適用対象となる。

(注4) 健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされていることから、消費税は課されない(消法6①、消法別表1六、消令14)。

### 軽減税率の対象となる給食等の限度額の計算例

例えば、朝食500円、昼食550円、間食500円、夕食640円である場合(税抜金額)

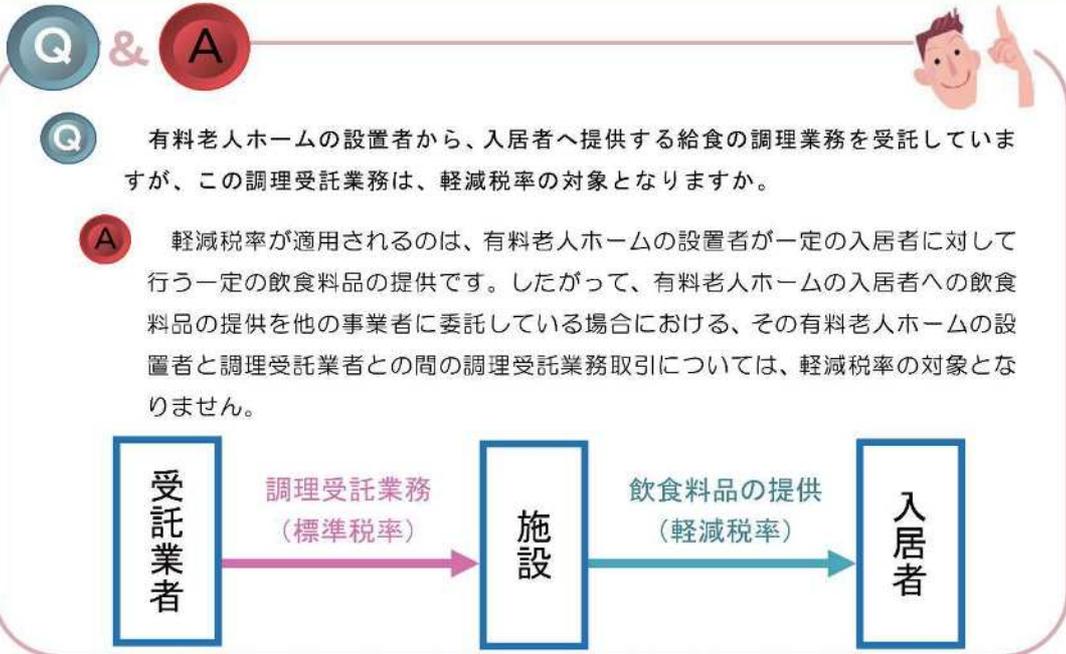
1	あらかじめ書面により、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合					
	朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(軽減)	夕食(標準)	合計(うち軽減税率対象)	
	500円 $\leq$ 640円	550円 $\leq$ 640円	500円 $\leq$ 640円	640円 $\leq$ 640円	= 2,190円(1,550円)	
	(累計500円)	(累計1,050円)	(累計1,550円)	(累計2,190円)		

夕食は、1食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、軽減税率の対象となりません。

2 あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合

	朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(標準)	夕食(軽減)	合計(うち軽減税率対象)	
	500円 $\leq$ 640円	550円 $\leq$ 640円	500円 $\leq$ 640円	640円 $\leq$ 640円	= 2,190円(1,690円)	
	(累計500円)	(累計1,050円)	累計対象外	(累計1,690円)		

間食は、1食につき640円以下ですが、あらかじめ書面において、累計額の対象としていませんので軽減税率の対象となりません。



国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」(平成30年8月)より

## 2. 「新聞の譲渡」で次のすべてに該当するもの

- ① 一定の題号を用いているもの
- ② 政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するもの
- ③ 週2回以上発行されるもの
- ④ 定期購読契約に基づくもの

### 【新聞の譲渡の具体例】

軽減税率の適用対象となるもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・ いわゆるスポーツ新聞</li><li>・ 業界紙</li><li>・ 日本語以外の新聞 等</li></ul> これらについても、週に2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば軽減税率の適用対象
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通常週2回発行されている新聞が、休刊日により週に1回しか発行されない場合でも「週2回以上発行される新聞」に該当</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホテル等が従業員の購読用、宿泊客の閲覧用としてロビー等に設置するものや無料で配布するもの（一定の固定部数を納品するもの）</li></ul>

軽減税率の適用対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 駅売りの新聞</li><li>・ コンビニエンスストア等の新聞の販売 等</li></ul> 定期購読契約に基づくものでないため、軽減税率の適用対象外
<ul style="list-style-type: none"><li>・ インターネットを通じて配信する電子版の新聞</li></ul> 電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象外（法2①八の三） ※ 紙の新聞と電子版をセット販売している場合は、セット販売の対価の額を「紙の新聞」の金額と「電子版」の金額に区分し、それぞれの税率を適用する。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホテル等が宿泊客の閲覧用として無料で配布するものうち、当日の宿泊客数に応じて固定部数を超えて納品する追加部分</li></ul>

### III. 軽減税率対策補助金について

#### 1. 概要

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う経費の一部を補助する制度。

A型（複数税率対応レジの導入等支援）とB型（受発注システムの改修等支援）、C型（請求書管理システムの改修等支援）の3つの補助金がある。

詳細は「軽減税率対策補助金ホームページ」を参照（<http://kzt-hojo.jp/>）

#### 2. 補助金の対象期間

平成 28 年 3 月 29 日 ～ 令和元年 9 月 30 日(月)

上記期間中に複数税率対応レジおよび受発注システムの導入又は改修を終え、支払いが完了したものが補助金の対象。

※ 導入完了日（設置日）が対象期間内であっても、レジの購入日が平成 28 年 3 月 28 日以前である場合は補助対象期間外。

※ リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が当該期間であることが必要。

#### 3. 補助金交付申請受付期間

平成 28 年 4 月 1 日 ～ 令和元年 12 月 16 日(月)

上記期間中に補助金申請書類の提出が必要（消印日）

ただし、B-1型（受発注システムの改修）については、令和元年 6 月 28 日(金)までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、令和元年 9 月 30 日(月)までに、受発注システムの改修・入替を完了（支払いの完了を含む）し、すべての支払いが完了した後、令和元年 12 月 16 日(月)までに事業完了報告書を提出しなければならない。

#### 4. 申請ができる事業者（中小企業・小規模事業者等）

中小企業支援法に規定する中小企業者及び特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会その他中小企業庁長官が認める者のうち、以下の①～⑦を満たす者。

- ① 軽減税率制度への対応が必要な事業者であること。
- ② 財産処分制限期間<sup>(注)</sup>の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること。  
(共同申請者となるリース事業者を含む。)
- ③ 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について軽減税率対策補助金事務局が行う調査に協力できること。
- ④ 日本国内で事業を行う個人又は法人であること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者でないこと。

- ⑥ 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。
- ⑦ 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。
- (注) 取得財産の単価又は改修により付加された価値の単価が 50 万円以上の場合において、取得から法定耐用年数の間、廃棄、目的外の使用、他者へ譲渡・貸付、交換、債務の担保とすることができない期間のこと。
- (レジの法定耐用年数は 5 年。中古品は、中古資産の耐用年数とする。)

### 【申請対象者となる中小企業・小規模事業者等の定義】

対象業種・類型等	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金額・出資総額	従業員数
1. 中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号に規定される中小企業者		
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
2. 中小企業支援法第2条第1項第3号（中小企業支援法施行令第1条）に規定される中小企業者		
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
3. 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体		
事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商工組合連合会		
4. 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記1及び2の中小企業者(中小企業支援法第2条第1項第5号に規定される中小企業者)		
5. 特定非営利活動法人	—	50人以下
6. 社会福祉法人	—	50人以下
7. 消費生活協同組合	5千万円以下	50人以下
8. 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所		
9. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会		
10. その他中小企業庁長官が認める者		

ただし、次の①～③のいずれかに該当する中小企業者（「みなし大企業」という。）は補助対象外。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1 / 2 以上を同一の大企業（注）が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 / 3 以上を大企業（注）が所有している中小企業者
- ③ 大企業（注）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1 / 2 以上を占めている中小企業者
- (注) 次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。
- イ. 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ロ. 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

## 5. 申請類型

### (1) A型 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を新しく導入したり、対応できるように既存のレジや券売機を改修したりするときに使える補助金。

※ レジ・券売機を使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うためにレジ・券売機を導入又は改修する事業者を支援するもの。

#### ① 申請方式

A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入 or 改修）により、A-1型からA-6型までの、合計6種類の申請方式に分かれる。

リースによる導入も補助対象。指定リース事業者は軽減税率対策補助金ホームページで公表されている。

##### イ. A-1型 レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジの導入費用が補助対象

##### ロ. A-2型 レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用が補助対象

##### ハ. A-3型 モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして新たに導入する場合の費用が補助対象

##### ニ. A-4型 POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用が補助対象

##### ホ. A-5型 券売機

券売機を区分記載請求書等保存方式に対応するように改修又は導入する場合の費用が補助対象

##### ヘ. A-6型 商品マスタの設定

軽減税率制度の実施前に、複数税率対応レジ等の商品マスタ設定をする場合の費用が補助対象

#### ② 補助額

いずれの申請方式も、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限。

##### イ. 基本的に補助率は $\frac{3}{4}$

(1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については $\frac{4}{5}$ 、タブレット等の汎用端末については $\frac{1}{2}$ )

ロ. レジ本体のほか、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドローア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシ

ートプリンタ・ルーター・サーバ)も合わせて補助対象となる。

ハ. 新たに行う商品マスタの設定や機器設置(運搬費含む)に費用を要する場合、さらに1台あたり20万円を上限に支援する。

ニ. 複数台数申請等については、1事業者あたり200万円が上限とする。

### ③ 申請手続き・申請サポート制度

基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能。代理申請が可能なメーカーや販売店、ベンダーなどについては、軽減税率対策補助金ホームページで公表されている。

※ A-2型、A-5型は代理申請を原則とする。

※ A-4型は代理申請又は共同申請を必須とする。

※ A-6型は代理申請を必須とする。

## (2) B型 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金。

※ 電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者を支援するもの。

### ① 申請方式

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれる。

リースによる入替も補助対象。指定リース事業者は軽減税率対策補助金ホームページで公表されている。

#### イ. B-1型 受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用が補助対象

#### ロ. B-2型 受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用が補助対象

### ② 補助額

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なる。

イ. 小売事業者等の発注システムの場合の補助上限額は1,000万円、卸売事業者等の受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1,000万円となる。

ロ. 補助率は、改修・入替に係る費用の3/4

(補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとする。)

ハ. B型とC型の両方の補助金を申請する場合は、B型の1事業者あたりの補助上限額をB型とC型の合計額の補助上限額として適用する。

### ③ 注意点

イ. 原則として、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象。

- ・ 取引先でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者(注1)の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能(注2)のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とする。
- ・ 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とする。

(注1)電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とする。

(注2)受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とする。

ロ. B-1型は、専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、システムベンダー等の指定事業者による代理申請を原則とする。申請は2段階となっており、改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要。いずれも指定事業者が代理申請を行う。

※ 交付決定以前に作業着手した場合は補助対象にならない。

ハ. B-2型は、軽減税率対策補助金事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象。B-1型とは異なり、申請は改修・入替後に行う。

### (3) C型 請求書管理システムの改修等支援

軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う場合に使える補助金。

※ 請求書管理システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために請求書管理システムを改修・入替する事業者を支援するもの。

#### ① 申請方式

C型は、指定事業者にシステムの改修等を依頼するか、事業者自身でパッケージ製品を購入し導入するか、請求書発行の専用事務機器を改修・導入するかで3種類の申請方式に分かれる。

#### イ. 請求書管理システム(指定事業者改修・導入型)

システムベンダー等に発注して、請求書管理システムを改修・導入する場合の費用が補助対象

ロ. 請求書管理システム（ソフトウェア自己導入型）

事業者等が自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入して請求書管理システムを改修・入替する場合の費用が補助対象

ハ. 請求書管理システム（事務機器改修・導入型）

ハードウェアと一体化した請求書管理システム・事務機器を改修・導入する場合の費用が補助対象

② 補助額

イ. 1事業者あたりの補助金の上限は150万円。ただし、ハードウェアの上限は10万円。

ロ. 補助率は3/4。ただし、請求書発行に必要となるプリンター、パソコン等の汎用端末は1/2。

（補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率3/4を乗じるものとする。）

ハ. C-3型において、補助額は1台あたり20万円が上限となる。また、商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合には、さらに1台あたり20万円を上限に支援する。

③ 申請手続き

イ. C-1型

専門知識を必要とするシステムの「改修・導入」のため、指定事業者による代理申請を原則とし、中小企業に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請する。

ロ. C-2型

中小企業・小規模事業者等が自ら申請する。

ハ. C-3型

メーカーや販売店等による代理申請等が利用可能（代理申請又は共同申請が必須）。

6. 軽減税率対策補助金の税務上の取扱い

軽減税率対策補助金は国からの補助金を原資として、軽減税率対策補助金事務局から補助対象者に交付されるものであり、法人税法42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び所得税法42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する国庫補助金等に該当する。

したがって、軽減税率対策補助金の交付を受けた事業者において、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、法人税法42条及び所得税法42条の規定を適用することができる。

## IV. キャッシュレス・消費者還元事業について

### 1. 概要

キャッシュレス・消費者還元事業は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業。

詳細は「キャッシュレス・消費者還元事業HP」(<https://cashless.go.jp/>)を参照。

#### (1) 実施期間

令和元年10月1日から令和2年6月30日までの9ヶ月間

#### (2) 対象となるキャッシュレス決済手段

クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなど電子的に繰り返し利用できる決済手段

#### (3) 中小・小規模事業者（対象店舗）の範囲

原則として、中小企業基本法上の中小企業及び個人事業主が対象

#### (4) 消費者への還元

対象店舗でのキャッシュレス決済による購買に対して、キャッシュレス決済事業者が、原則として決済額の5%（コンビニエンスストアなどのフランチャイズ加盟店は2%）に相当するポイントを消費者に付与する。

#### (5) 対象とならない取引

- ① 有価証券等・郵便切手類・印紙・証紙・物品切手等（商品券・プリペイドカード等）
- ② 自動車（新車・中古車）の販売
- ③ 新築住宅の販売
- ④ 当せん金付証票（宝くじ）等の公営ギャンブル
- ⑤ 収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い 等

## 2. 中小・小規模事業者が導入するにあたって

### (1) 導入のための手続き

キャッシュレス決済事業者（クレジットカード会社・銀行など）を通じたシステム上の登録が必要。

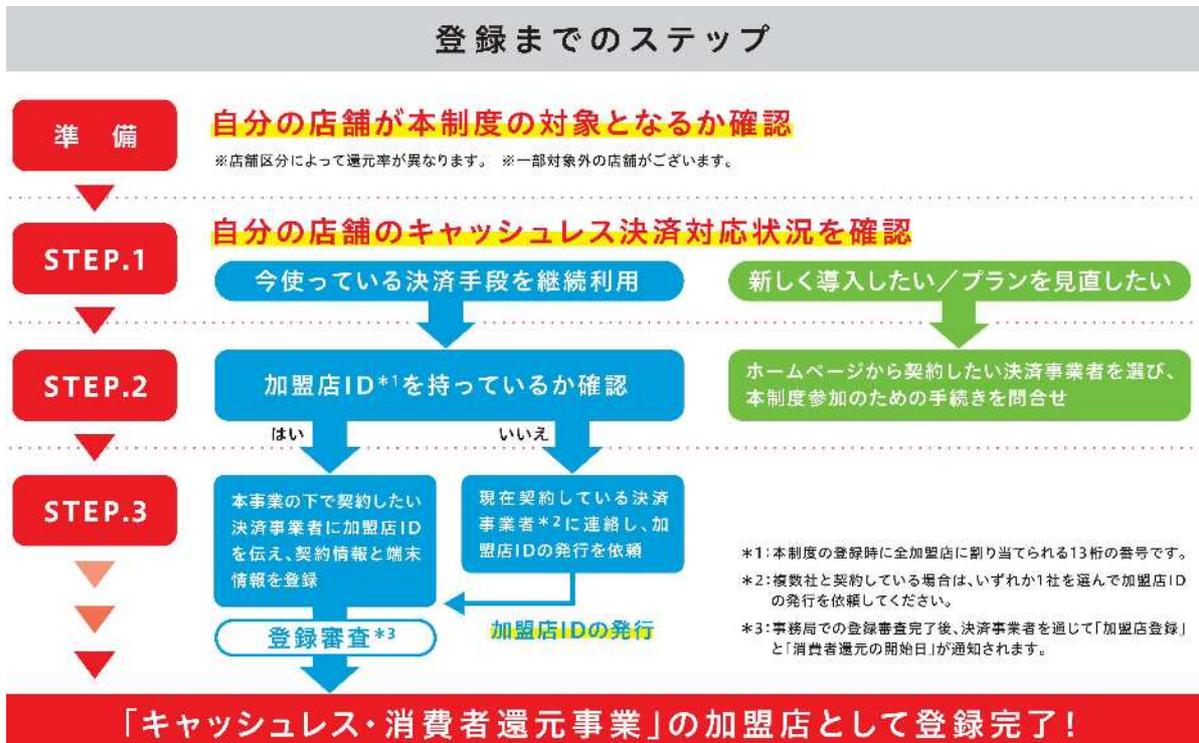
### (2) 加盟店手数料

実施期間中に限り、対象店舗がキャッシュレス決済事業者に支払う加盟店手数料は3.25%以下に設定され、また、その1/3を国が補助する（実質負担は2.17%以下）。

### (3) キャッシュレス決済端末を新たに導入する場合

実施期間中に、新たにキャッシュレス決済端末・付属機器・タブレット等を導入する場合

は、国が費用の2/3を、キャッシュレス決済事業者が費用の1/3を負担する事とされており、対象店舗の自己負担は生じない。



「キャッシュレス・消費者還元事業HP」より

## V. 区分記載請求書等保存方式について

### 1. 概要

税率引上げと軽減税率制度の導入に伴い、軽減税率 8%と標準税率 10%の複数税率となるため、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）が必要となる。

また、現行の仕入税額控除の方式（請求書等保存方式）では、一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされているが、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間は、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減税率の適用対象となる商品の仕入れかそれ以外の仕入れかの区分を明確にするための記載事項を追加した、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件とされる（区分記載請求書等保存方式）（新消法附則 34②）。

### 2. 帳簿及び請求書等の記載事項

それぞれ下線部分が新たな記載事項として追加される。

#### (1) 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項		【帳簿の記載例】				
		総勘定元帳（仕入）		（税込経理）		
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	② 課税仕入れを行った年月日	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 <u>（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）</u>		11	30	△△商事㈱ 11月分 日用品	10%	88,000
		11	30	△△商事㈱ 11月分 食料品	8%	43,200
	④ 課税仕入れに係る支払対価の額					

国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（平成 30 年 8 月）より

#### < 注意点 >

イ. ③の「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」は、請求書等に記載されている取引内容をそのまま記載することまで求めているものではない。商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく、軽減税率の対象となるものか、それ以外のものであるかを明確にし、帳簿に基づいて、税率ごとに仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えない。

ロ. ③の「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要がある。

ハ. 一定期間まとめて請求書等が交付される場合は、その期間分をまとめて帳簿に記載することとして差し支えない。

【帳簿の記載例】

記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例

XX年		総勘定元帳 (仕入) (注) 税込経理	
月	日	摘要	借方
11	1	△△商事(株) 雑貨	2,200
11	1	△△商事(株) ※食料品 ①	5,400
11	2	株〇〇物産 雑貨	1,650
11	2	株〇〇物産 ※食料品 ①	11,880
⋮	⋮	⋮	⋮

② (※: 軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載  
 ② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載  
 (注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められる。

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」(令和元年7月改訂)問120

(2) 区分記載請求書等の記載事項

区分記載請求書等の記載事項

【区分記載請求書等に記載すべき事項】

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」(平成30年8月)より

<注意点>

イ. ③の「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」は、その内容が軽減税率の対象となるものであるか、それ以外のものであるかが明確になるよう、個別の商品名等の記載が行われている必要がある。

ロ. ④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」については「税率の異なるごとに区分した税抜対価の合計額及び消費税額等」を記載することとして差し支えない。したがって、適格請求書等の発行に対応したシステムの改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能となる。

【記載例】

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	税抜金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円
合計	税抜金額	消費税額
10%対象	80,000円	8,000円
8%対象	40,000円	3,200円
※印は軽減税率対象商品		
△△商事株		

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」（令和元年7月改訂）問120

【区分記載請求書等の記載例】

個々の取引ごとに10%や8%の税率が記載されている場合のほか、たとえば次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められる（軽減通達18）。

1. 軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号等を表示し、かつ、「これらの記号等が軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途表示し、明らかにしている場合

請求書		
株式会社〇〇御中		平成XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事株		

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

この記載が必要

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（制度概要編）」（令和元年7月改訂）問13

2. 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合

請求書		
株〇〇御中		平成XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
8%対象		43,200円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事(株)

この記載が必要！

国税庁「消費税の軽減税率制度に関する Q&A（制度概要編）」（令和元年7月改訂）問 13

3. 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合

○ 軽減税率対象分

○ 軽減税率対象分以外

請求書		
(軽減税率対象)		この記載が必要！
株〇〇御中		平成XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円

△△商事(株)

請求書		
株〇〇御中		平成XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円

△△商事(株)

国税庁「消費税の軽減税率制度に関する Q&A（制度概要編）」（令和元年7月改訂）問 13

### 3. 注意点

#### (1) 「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合の追記

「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）」の記載がない請求書等を交付された場合であっても、請求書等の交付を受けた事業者が、事実に基づいて、これらの項目を追記し保存することで、仕入税額控除が認められる（新消法附則 34③）。

なお、たとえば品目等の請求書等に記載されている上記の2項目以外の項目の追記や修正は認められない（軽減通達 19）。

#### (2) 旧税率対象が混在する場合

旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引が混在するときは、標準税率10%と軽減税率8%を税率ごとに合計するだけでなく、旧税率8%の対象商品についても区分して合計する必要がある。

請求書		
株式会社〇〇御中		2019年10月31日
10月分 141,600円(税込) (9/16~10/15)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
①	9月分 小計	32,400円
10/1	② 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	② 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
③	10月分 小計	10%対象 66,000円
		8%対象 43,200円
合計		141,600円
④ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」（令和元年7月改訂）問116

### (3) 年間契約の区分記載請求書

たとえば、サーバー保守サービスの年間契約を締結し、保守料金を一括して1年分前受けする場合（中途解約があった場合は未経過期間分の保守料金は返還することとしている場合）、軽減税率の適用対象とならない取引であっても、令和元年9月までの取引と10月以降の取引とは税率が異なるため、取引の相手方が仕入税額控除を行うための請求書等の記載事項を満たすためには、令和元年9月までの対価の額と10月以降の対価の額を区分して記載する必要がある。

平成31年 (2019年) 4月	9月	10月	令和2年 (2020年) 3月
旧税率（8%）		新税率（10%）	

請求書			
2019年4月〇日			
株式会社〇〇御中		△△(株)	
ご請求金額 1,308,000円（税込み）			
2019年4月から2020年3月分 サーバー保守料として			
件名	期間	単価	金額
サーバー保守	2019.4.1 ~ 2020.3.31	100,000	1,200,000
小計			1,200,000
消費税			108,000
合計		4~9月	648,000
		10~3月	660,000
※ 消費税は9月までは旧税率8%、10月以降は新税率10%にて計算しています。			

・ 9月までの対価の額と  
・ 10月以降の対価の額を  
区分する必要があります。

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」（令和元年7月改訂）問117

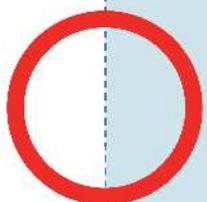
### (4) 請求書等への「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」の記載

軽減対象資産の譲渡等であるかが明確になるよう、基本的には個別の商品名等の記載が必要となるが、取引当事者間で軽減対象資産の譲渡等かどうかの判別が明らかである場合は、資産の内容等について商品コード等による表示も認められる。

また、レシートに個別の商品名等の記載が不可能なレジを使用している場合などについては、商品の一般的な総称による記載<sup>(注)</sup>であっても、その商品が課税対象であることと、軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、資産又は役務の内容の記載を満たすものとして取り扱われる。

(注) たとえば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」といった記載が該当する。一方、「部門01」などといった記載は、取引の内容が記載されていると言えず、一般的には記載事項を満たしていないこととなる。

《軽減対象資産とそれ以外のものであることが分かる程度の「一般的な総称」の記載があるもの》

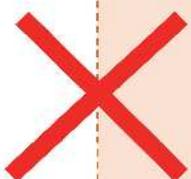


「野菜」が軽減対象資産の譲渡等である旨の記載

八百〇		
平成XX年11月1日		
領収書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合計		¥1,410
	(10%対象	¥330)
	(8%対象	¥1,080)
	(内消費税等	¥110)
お預り		¥1,500
お釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

《取引内容が判別できないもの》



取引の内容が、領収書の交付を受けた事業者において把握できない

右のレシートのように「部門 01」などによる記載は、取引の内容が記載されているといえませんが、一般的には記載事項を満たしていないこととなります。

このため、レジの改修についてもご検討ください（レジの改修には補助金による支援措置があります。P58参照）。

〇〇精肉店		
平成XX年11月1日		
領収書		
部門01※	1	¥108
部門02※	1	¥972
部門03	1	¥330
合計		¥1,410
	(10%対象	¥330)
	(8%対象	¥1,080)
	(内消費税等	¥110)
お預り		¥1,500
お釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」（平成30年8月）より

### (5) 免税事業者からの課税仕入れの取扱い

現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができる。

この場合、免税事業者からの仕入れであっても、これまでの請求書等の記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）」の記載がある区分記載請求書等の保存が必要となる。

※(1)のとおり、上記2項目の記載がない場合には取引の事実に基づき追記することが可能。



(9) 一括値引がある場合の請求書等の記載

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなる。このため、レシート等における「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、値引き後のものを明らかにする必要がある。

例：雑貨 3,300 円（税込み）、牛肉 2,160 円（税込み）を販売した場合

【値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
①	(10%対象 ¥2,696) (8%対象 ¥1,764)
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \approx 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \approx 396$$

また、値引き後の対価の額は次のとおり計算しています。

$$10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696$$

$$8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764$$

【値引き前の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300) (8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
②	(10%対象 ¥604) (8%対象 ¥396)
合計	¥4,460
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き前の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \approx 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \approx 396$$

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとして取り扱われます。

$$\left[ \begin{array}{l} 10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696 \\ 8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764 \end{array} \right]$$

国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」（令和元年7月改訂）問118

※ 割引券等の利用による一括値引きを行う場合において、適用税率ごとの値引額が明らかでないときは、その値引額を資産の譲渡等に係る価額の比で按分し、適用税率ごとの値引額及び値引き後の対価の額を区分する。